

北空知衛生センター組合事務決裁規程

平成19年3月30日

組合訓令第2号

改正 平成31年3月11日組合訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、組合長の権限に属する事務について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって行政事務の効率的執行及び事案決裁の適正化を図るものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 組合長又は専決権限を有する者（以下（決裁権者）という。）がその権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 決裁権者（組合長を除く。）があらかじめ認められた自己の権限に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合に、決裁権者が決裁すべき事務を、一時その者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁権者が出張、病気その他の理由により、決裁することができない状態をいう。

(事案決裁の原則)

第3条 事案の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。

(専決の適用除外)

第4条 組合長の権限に属する事務のうち、おおむね次に掲げる事項については専決することができない。

- (1) 重要施策の確立、変更及び実施
- (2) 条例、規則及び訓令等の制定、改廃
- (3) 組合議会の招集及び提案事項の決定
- (4) 地方自治法（昭和22年法立第67号）第179条及び第180条による専決処分
- (5) 予算の追加を必要とする事業の決定
- (6) 職員の任免、進退及び賞罰の決定
- (7) 1件200万円を超える公有財産の取得及び処分
- (8) 1件2,000万円を超える委託料及び工事請負費の施行決定並びに契約の締結
- (9) 1件1,000万円を超える支出負担行為の承認（前3号に掲げるもの除く。）
- (10) その他重要又は異例と認める事項

(事務局長及び所長の専決)

第5条 事務局長及び所長は、別表に掲げる事項を専決することができる。

(類推専決)

第6条 事務局長及び所長は、この規程に定めのない決裁すべき事案であっても、当該事案の

内容により、決裁事案に準じ適宜類推して決裁するものとする。

(専決の制限)

第7条 専決権限を有する者は、その専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例に属し、又先例になると認められるもの
- (2) 規程の解釈に疑義があると認められるもの
- (3) 紛議、論争のあるもの、又は将来その原因となるおそれがあると認められるもの
- (4) その他特に必要と認められるもの

(代決)

第8条 決裁権者が不在の場合は、次の表に定めるところによりその事務を代決することができる。ただし、下位順位者の行う代決は、上位順位者の不在等のときに限る。

決 裁 権 者	代 決 の 順 位	
	第 1 順 位	第 2 順 位
組 合 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長
事 務 局 長	事 務 局 次 長	所 長
所 長	副 主 幹	係 長・主 査

(代決の制限)

第9条 代決すべき事案が次の各号のいずれかに該当するものについては、代決することができない。

- (1) 緊急性のないもの
- (2) 決裁権者があらかじめ指定したもの
- (3) 第7条各号に掲げるもの

(代決後の処理)

第10条 決裁権者が不在で代決した者は、当該起案文書に後関の表示をして、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(準用)

第11条 この規程に定められていない事項については、深川市事務決裁規程（平成9年深川市訓令第31号）を準用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 北空知衛生センター組合事務専決規程（昭和48年組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月11日組合訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表

事務局長専決事項
(1) 事務局次長及び所長の管内出張命令 (2) 事務局次長以下の市外出張命令（道外及び長期の出張を含む。） (3) 事務局次長以下の報告及び復命 (4) 臨時職員及び非常勤職員の任用 (5) 公印の制定、改刻及び廃止 (6) 1件2,000万円以下の委託及び工事の施行決定 (7) 次に掲げる経費の支出負担行為 イ 1件200万円を超え1,000万円以下のもの（交際費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。） ロ 1件2,000万円以下の委託料及び工事請負費 (8) 1件500万円を超える経費の支出命令 (9) 1件200万円以下の財産の取得及び処分 (10) 1件50万円以下の不用物品の処分 (11) 交際費の支出の決定 (12) 1件30万円を超える流用の決定 (13) 1件10万円を超える充用の決定 (14) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問 (15) 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく請求に対する決定 (16) 不服申し立てに対する決定及び裁定
所長専決事項
(1) 主幹以下の願い及び届けの処理 (2) 主幹以下の管内出張命令 (3) 主幹以下の市外出張（道外及び長期の出張を除く。） (4) 主幹以下の報告及び復命（特命によるものを除く。） (5) 条例の公布報告 (6) 軽易、成規及び定例的な事務に関する照会、調査報告及び発送 (7) 文書の收受及び発送（重要なものを除く。） (8) 各種調査資料の収集 (9) 歳入の調定 (10) 軽易な広報活動 (11) 臨時労務者の雇用 (12) 時間外勤務命令 (13) 公印の管理及び照合 (14) 文書の保管、保存及び廃棄 (15) 車両の運行及び管理 (16) 歳入歳出外現金 (17) 1件200万円以下の委託の施行決定

- (18) 1 件 200 万円以下の工事の施行決定
- (19) 1 件 200 万円以下の経費及び支出負担行為（交際費、委託料及び公有財産購入費を除く。）
- (20) 1 件 500 万円以下の支出命令
- (21) 1 件 30 万円以下の節、目間の流用
- (22) 1 件 20 万円以下の不用物品の処分
- (23) 1 件 10 万円以下の予備費の充用
- (24) 市に準じて定期的に支出のもの